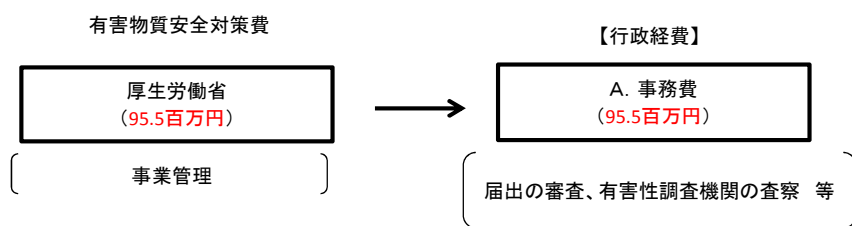


平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	有害物質安全対策費	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和54年開始	担当課室	化学物質対策課	森戸 和美			
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 労働安全衛生法第57条の3	関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	新規化学物質の審査及び有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	労働安全衛生法第57条の3に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、労働者の健康障害の防止のために指導等を行っている。 新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、通常、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その調査結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているが、有害性調査機関が優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算		182			
		繰越し等					
		計	117	297	111	101	100
	執行額	96	243	96			
	執行率(%)	82.4%	82%	86%			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	新規化学物質の官報による名称公表回数(年4回)		成果実績	回	4	4	4
			達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	申請があった有害性調査機関に対して、100%査察を実施する。		活動実績 (当初見込み)		申請に対して100%査察を実施した (申請数5件)	申請に対して100%査察を実施した (申請数6件)	申請に対して100%査察を実施した (申請数1件)
単位当たりコスト	-		算出根拠	本事業の経費は行政経費であり、単位当たりのコストを算出するためには、本事業の経費のほか、職員の人件費や間接経費も含めて計算をする必要があるが、この人件費や間接経費と本事業に要する額を切り分けることが出来ないため算出は困難。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	2.0	2.2	謝金は単価の増によるもの。旅費は平成25年度限りの実施内容に係る部分の減。			
	職員旅費	5.8	5.4				
	委員等旅費	1.1	0.6				
	庁費	92.2	92.2				
計	101.2	100.4					

事業所管部局による点検						
項目			評価	評価に関する説明		
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、今後も増加する傾向にあることから、その審査等に関するニーズは高い。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	新規化学物質の届出は、国が労働安全衛生法により規定しているものであるところ、その審査等を行う本事業は、国が実施すべきものである。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	新規化学物質は毎年約1200種類の届出があり、今後も増加する傾向にあることから、その審査等については優先度が高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	労働安全衛生法に基づく新規化学物質の届出は、労働者の保護の観点から国が義務づけているものであるが、届出内容の審査を通じて、新規化学物質による労働者の健康障害防止を図っているものであり、審査等の適正な実施は事業者及び労働者双方に有益なものであるところ、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は、有害性調査機関の査察に係る査察委員への謝金や旅費、審査事務に係る経費等、事業の運営に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	毎年度、目標を達成しており、活動実績は見込みに見合ったものとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	届出のあった新規化学物質は毎年公表しており、広く国民に周知している。また、有害性調査機関に対して査察を実施し、その業務の適切な履行を徹底させることにより、各機関による調査の質を担保している。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	安衛法の他に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)及び薬事法のそれぞれにおいて、対象目的等の異なるGLP制度があるところ、労働者の健康障害防止を目的とする安衛法に対して、化審法は国民一般・生態系への影響防止を目的とし、又、薬事法は医薬品の安全性確保を目的としている。各法に基づき、各所管省庁・部局がそれぞれ試験機関のGLP査察を行っているが、上記の所掌の範囲に応じて、適切に役割分担を行っている。		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
		「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)に基づく化学物質GLP制度	厚生労働省医薬食品局、経済産業省、環境省			
		薬事法に基づく医薬品GLP制度	厚生労働省医薬食品局			
点検 結果	毎年度、活動指標・成果指標を順調に達成し、届出の審査の適切な実施を通じて対象とした化学物質の有害性の有無等を明らかにしてきており、事業は有効に運営できているものと評価できる。 引き続き有効な事業の運営に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	職場における新規化学物質の審査等により、労働者の健康障害を防止するための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	1021

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

